

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和7年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
②事務の概要	・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。
③システムの名称	市税システム、eLTAX審査システム、国税連携システム(eLTAX)、システム連携基盤、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1 市民税データファイル、2 固定資産税データファイル、3 軽自動車税データファイル、4 事業所税データファイル、5 その他諸税データファイル、6 収納管理データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 ・情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項、173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部税制課
②所属長の役職名	税制課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・財政局税務部税制課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2192 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財政局税務部税制課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2192
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を踏まえ、税務事務においては、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・申請者からマイナンバーの提供を受けた場合には、番号法第16条に定める本人確認措置（番号確認及び身元（実存）確認）を実施し、記載されたマイナンバーに誤りがないことを確認している。 ・システムへ個人番号を登録する場合は、処理後直ちに登録した職員と別の職員が照合を行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査	☒ 外部監査
-------	--	-------------------------------	--

[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
---------------------	--------------------	---

1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

[illegible]

	[		]
	<選択肢>		

最も優先度が高いと考えられる対策	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
-------------------------	---

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	#NAME?	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	--	--

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠	
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第一16の項(主務省令事項を定める命令第16条、番号法第9条第2項の条例に規定する予定	・番号法第9条第1項 別表第一16の項(主務省令事項を定める命令第16条) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第二第27の項(主務省令事項を定める命令第21条)	・情報照会 番号法第19条第7号 別表第二の27の項(主務省令を定める命令第20条) ・情報提供 番号法第19条第7号 別表第二の1の項(主務省令を定める命令第1条)、2の項(主務省令を定める命令第2条)、・・・(以下省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成26年7月8日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か)	500人未満	500人以上	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成26年7月8日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会(略) ・情報提供(略)、9の項、(略)、35の項、(略)、38の項、(略)、48の項、(略)、70の項、(略)、84の項、85の2の項、(略)、91の項、(略)、101の項、(略)、106の項、(略)、116の項、119の項	・情報照会(略) ・情報提供(略)、9の項(主務省令を定める命令第8条)、(略)、35の項(主務省令を定める命令第22条の2)、(略)、38の項(主務省令を定める命令第24条)、(略)、48の項(主務省令を定める命令第26条の3)、(略)、70の項(主務省令を定める命令第39条)、(略)、84の項(主務省令を定める命令第43条の3)、85の2の項(主務省令を定める命令第43条の4)、(略)、91の項(主務省令を定める命令第44条の2)、(略)、101の項(主務省令を定める命令第49条の2)、(略)、106の項(主務省令を定める命令第53条)、(略)、116の項(主務省令を定める命令第59条の2)、117の項、120の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会(略) ・情報提供(略)、34の項、35の項(主務省令を定める命令第22条の2)、(略)、39の項、40の項、(略)、59の項、(略)、120の項	・情報照会(略) ・情報提供(略)、34の項(主務省令を定める命令第22条の3)、(略)、39の項(主務省令を定める命令第24条の2)、40の項(主務省令を定める命令第24条の3)、(略)、59の項(主務省令を定める命令第31条の3)、(略)、119の項(主務省令を定める命令第59条の3)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	山崎 陽史	税制課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成30年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成30年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	表紙 特記事項	(略) 万全を期している。	(略) 万全を期している。なお、本評価書は令和5年1月1日以降の事務内容について宣言する。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I 基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会 (略) ・情報提供 (略)、18の項(主務省令を定める命令第13条)、23の項、(略)、48の項(主務省令を定める命令第26条の3)、54の項(主務省令を定める命令第28条)、(略)、61の項、62の項、63の項(主務省令を定める命令第34条)、(略)、102の項(主務省令を定める命令第50条)、103の項(主務省令を定める命令第51条)、(略)、116の項(主務省令を定める命令第59条の2)、119の項(主務省令を定める命令第59条の3)	・情報照会 (略) ・情報提供 (略)、18の項(主務省令を定める命令第13条)、20の項(主務省令を定める命令第14条)、23の項(主務省令を定める命令第16条)、(略)、48の項(主務省令を定める命令第26条の3)、53の項(主務省令を定める命令第27条)、54の項(主務省令を定める命令第28条)、(略)、61の項(主務省令を定める命令第32条)、62の項(主務省令を定める命令第33条)、63の項(主務省令を定める命令第34条)、(略)、102の項、103の項(主務省令を定める命令第51条)、(略)、116の項(主務省令を定める命令第59条の2の2)、117の項(主務省令を定める命令第59条の2の3)、120の項(主務省令を定める命令第59条の3)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会 番号法第19条第7号 ・情報提供 番号法第19条第7号 91の項(主務省令を定める命令第44条の2)	・情報照会 番号法第19条第8号 ・情報提供 番号法第19条第8号 91の項(主務省令を定める命令第44条の3)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和2年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和2年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求)	・財政局税務部税制課 住 所:〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当)	・財政局税務部税制課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ)	【住所】 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階	【住所】 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月14日	表紙 評価書名	地方税法等による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務 全項目評価書	地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務 全項目評価書	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月14日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	川崎市は、地方税法等による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務(後略)	川崎市は、地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務(後略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月14日	表紙 特記事項	川崎市は、地方税法等による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務(中略)万全を期している。なお、本評価書は令和5年1月1日以降の事務内容について宣言する。	川崎市は、地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務(中略)万全を期している。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月14日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称)	地方税法等による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務	地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月14日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要)	・(略) ・番号法別表第二に記載されている提供側業務について(後略) ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について(後略)	・(略) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について(後略) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について(後略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月14日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第一16の項(主務省令事項を定める命令第16条) ・(略)	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・(略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月14日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会 番号法第19条第8号 別表第二の27の項(主務省令を定める命令第20条) ・情報提供 番号法第19条第8号 別表第二の1の項(主務省令を定める命令第1条)、2の項(主務省令を定める命令第2条)、3の項(主務省令を定める命令第3条)、4の項(主務省令を定める命令第4条)、5の項(主務省令を定める命令第5条)、6の項(主務省令を定める命令第6条)、7の項(主務省令を定める命令第7条)、8の項(主務省令を定める命令第8条)、9の項(主務省令を定める命令第9条)、10の項(主務省令を定める命令第10条)、11の項(主務省令を定める命令第11条)、12の項(主務省令を定める命令第12条)、13の項(主務省令を定める命令第13条)、14の項(主務省令を定める命令第14条)、15の項(主務省令を定める命令第15条)、16の項(主務省令を定める命令第16条)、17の項(主務省令を定める命令第17条)、18の項(主務省令を定める命令第18条)、19の項(主務省令を定める命令第19条)、20の項(主務省令を定める命令第20条)、21の項(主務省令を定める命令第21条)、22の項(主務省令を定める命令第22条)、23の項(主務省令を定める命令第23条)、24の項(主務省令を定める命令第24条)、25の項(主務省令を定める命令第25条)、26の項(主務省令を定める命令第26条)、27の項(主務省令を定める命令第27条)、28の項(主務省令を定める命令第28条)、29の項(主務省令を定める命令第29条)、30の項(主務省令を定める命令第30条)、31の項(主務省令を定める命令第31条)、32の項(主務省令を定める命令第32条)、33の項(主務省令を定める命令第33条)、34の項(主務省令を定める命令第34条)、35の項(主務省令を定める命令第35条)、36の項(主務省令を定める命令第36条)、37の項(主務省令を定める命令第37条)、38の項(主務省令を定める命令第38条)、39の項(主務省令を定める命令第39条)、40の項(主務省令を定める命令第40条)、41の項(主務省令を定める命令第41条)、42の項(主務省令を定める命令第42条)、43の項(主務省令を定める命令第43条)、44の項(主務省令を定める命令第44条)、45の項(主務省令を定める命令第45条)、46の項(主務省令を定める命令第46条)、47の項(主務省令を定める命令第47条)、48の項(主務省令を定める命令第48条)、49の項(主務省令を定める命令第49条)、50の項(主務省令を定める命令第50条)、51の項(主務省令を定める命令第51条)、52の項(主務省令を定める命令第52条)、53の項(主務省令を定める命令第53条)、54の項(主務省令を定める命令第54条)、55の項(主務省令を定める命令第55条)、56の項(主務省令を定める命令第56条)、57の項(主務省令を定める命令第57条)、58の項(主務省令を定める命令第58条)、59の項(主務省令を定める命令第59条)、60の項(主務省令を定める命令第60条)、61の項(主務省令を定める命令第61条)、62の項(主務省令を定める命令第62条)、63の項(主務省令を定める命令第63条)、64の項(主務省令を定める命令第64条)、65の項(主務省令を定める命令第65条)、66の項(主務省令を定める命令第66条)、67の項(主務省令を定める命令第67条)、68の項(主務省令を定める命令第68条)、69の項(主務省令を定める命令第69条)、70の項(主務省令を定める命令第70条)、71の項(主務省令を定める命令第71条)、72の項(主務省令を定める命令第72条)、73の項(主務省令を定める命令第73条)、74の項(主務省令を定める命令第74条)、75の項(主務省令を定める命令第75条)、76の項(主務省令を定める命令第76条)、77の項(主務省令を定める命令第77条)、78の項(主務省令を定める命令第78条)、79の項(主務省令を定める命令第79条)、80の項(主務省令を定める命令第80条)、81の項(主務省令を定める命令第81条)、82の項(主務省令を定める命令第82条)、83の項(主務省令を定める命令第83条)、84の項(主務省令を定める命令第84条)、85の項(主務省令を定める命令第85条)、86の項(主務省令を定める命令第86条)、87の項(主務省令を定める命令第87条)、88の項(主務省令を定める命令第88条)、89の項(主務省令を定める命令第89条)、90の項(主務省令を定める命令第90条)、91の項(主務省令を定める命令第91条)、92の項(主務省令を定める命令第92条)、93の項(主務省令を定める命令第93条)、94の項(主務省令を定める命令第94条)、95の項(主務省令を定める命令第95条)、96の項(主務省令を定める命令第96条)、97の項(主務省令を定める命令第97条)、98の項(主務省令を定める命令第98条)、99の項(主務省令を定める命令第99条)、100の項(主務省令を定める命令第100条)、101の項(主務省令を定める命令第101条)、102の項(主務省令を定める命令第102条)、103の項(主務省令を定める命令第103条)、104の項(主務省令を定める命令第104条)、105の項(主務省令を定める命令第105条)、106の項(主務省令を定める命令第106条)、107の項(主務省令を定める命令第107条)、108の項(主務省令を定める命令第108条)、109の項(主務省令を定める命令第109条)、110の項(主務省令を定める命令第110条)、111の項(主務省令を定める命令第111条)、112の項(主務省令を定める命令第112条)、113の項(主務省令を定める命令第113条)、114の項(主務省令を定める命令第114条)、115の項(主務省令を定める命令第115条)、116の項(主務省令を定める命令第116条)、117の項(主務省令を定める命令第117条)、118の項(主務省令を定める命令第118条)、119の項(主務省令を定める命令第119条)、120の項(主務省令を定める命令第120条)	・情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 ・情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、68の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項、173の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月14日	IV リスク対策(8. 人手を介在させる作業)	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月14日	IV リスク対策(9. 監査)	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月14日	IV リスク対策(11. 最も優先度が高いと考えられる対策)	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない